額	
11」－「44」)	
る法人税額	
「11」－「43」	
」－別表六(十	
六(十八)「24」	
「21」－別表六	
)「9」)	
額	

を

法人税額及び復興特別法人税額	
((別表一㈠「4」＋「5」＋「7」－「11」－「44」)＋復興特別法人税申告書別表一「4」)	
住民税額の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額
	((別表一(一)「2」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「9」)
	住民税額
	(5)×20.7%

に、

収用等の場合等の所得の特別控除額	
(別表十(八)「18」＋「33」＋「38」＋「43」＋「48」)	
肉用牛の売却に係る所得の特別控除額	
(別表十(九)「22」)	

を

収用等の場合等の所得	
(別表十(六)「18」＋「33」＋「38」	
肉用牛の売却に係る所得	
(別表十(七)「22」	

の特別控除額	
＋「43」＋「48」)	
の特別控除額	
)	

に改め、同表の記載振替第11号中「「留保所得金額（別表四「46の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額　(1)」」を「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額　(1)」」に、「「46の②」の」を「「44の②」の」に改め、同表第11号中「「留保所得金額（別表四「46の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額　(1)」」を「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額　(1)」」に改め、同表第11号を次のように改める。

6　租税特別措置法第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第42条の11第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合又は同法第62条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

(1)　「法人税額及び復興特別法人税額（(別表一㈠「4」＋「5」＋「7」－「11」－「44」)＋復興特別法人税申告書別表一「4」）」　(4)　及び　「住民税額の計算の基礎となる法人税額（(別表一(一)「2」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「9」）」　(5)　の各欄（次号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、別表一(一)「10」の外書の金額をこれらの欄の上段に外書として記載すること。

(2)　「住民税額の計算の基礎となる法人税額（(別表一(一)「2」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「9」）」　(5)　の欄（次号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、「別表一(一)「5」」の金額から、租税特別措置法第42条の４第11項の規定の適用がある場合には同法第68条の９第１項から第３項まで（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は同法第68条の９の２第１項若しくは第２項（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第１項から第３項までの規定に係る部分の金額を、同法第42条の11第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、それぞれ控除して計算すること。

(3)　「住民税額（(5)×20.7%）」　(6)　及び　「当期留保金額（(1)+(2)−(3)−(4)−(6)）」　(7)　の各欄の記載に当たつては、上記(1)で外書きした金額を「(5)」又は「(4)」に含めて計算すること。

別表第11の記載振替第１号を次のように改める。

7　「住民税額の計算の基礎となる法人税額（(別表一(一)「2」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「9」）」　(5)　の欄は、租税特別措置法第42条の４第６項に規定する中小企業者等に該当する場合にあつては、「住民税額の計算の基礎となる法人税額（(別表一(一)「2」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)－別表六(七)「16」－別表六(八)「19」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－別表六(十三)「32」－別表六(十四)「24」－別表六(十五)「22」－別表六(十七)「12」－別表六(十八)「24」－別表六(十九)「9」）」　(5)　と読み替えて計算した金額を記載すること。